

共済広報 かごしま

第98号

平成 30年3月1日発行

編集・発行

公立学校共済組合鹿児島支部

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県教育庁総務福利課内



第 68 回鹿児島県図画作品展 県知事賞
「はねがかっていくじゃく」南方小学校 1年 大淵脇 碧己さん

目次

内容についてのお問い合わせは

(直通)

・099-286-5205・5206

・099-286-5207 (福利厚生等相談)

(代表)

・099-286-2111

(内線)

・厚生係…5214・5215・5216

・福利係…5217・5218・5219

・年金給付係…5220・5221・5222

ご家族の皆さんでご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>

鹿児島支部のホームページには共済広報かごしま等の
刊行物、各種手続きのご案内など皆様に役立つ情報を掲
載しておりますので、是非ご覧ください。

	ページ
各種制度改正等	1
ちょっといんぷお	3
厚生事業の見直しに係る検討結果について	4
平成 30 年度厚生事業計画	5
各種相談窓口のご案内	9
心のセルフチェックシステムについて	10
ホームページアドレス変更とリニューアルのお知らせ	10
知っておきたい標準報酬制	11
知っておきたい貸付情報	12
知っておきたい年金情報	13
こんなとき!! どうする?	15
ヘルスアドバイス	17
<small>ホテルウェルビューかごしま</small>	
おすすめ簡単レシピ	19
クイズ de 景品 GET !	19
ホテルウェルビューかごしまの利用券が当たる!	
宿泊施設のご案内	20

各種制度改正

育児休業手当金制度の改正

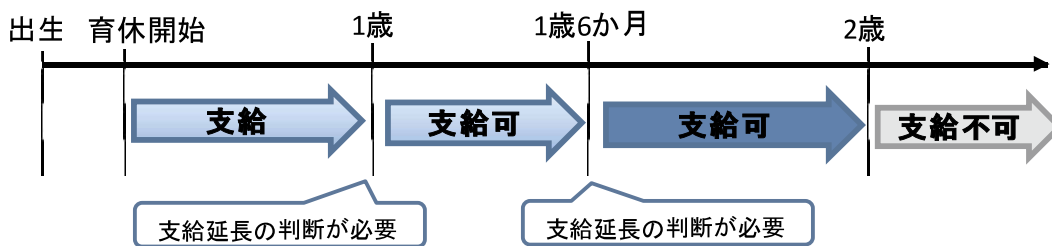
—(1)平成29年10月1日から(2)平成29年7月1日から—

年金給付係

(1) 育児休業手当金の支給期間延長について

組合員が育児休業を取得したときは、子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの期間について育児休業手当金が支給され、特別な事情に該当するときは、子が1歳6か月に達する日まで支給期間を延長することができます。

平成29年10月1日より、その子が1歳6か月に達した日後の期間についても特別な事情に該当する場合には、その子が2歳に達する日まで支給期間を延長することができるようになりました。



(注)子が1歳に達した日以後から1歳6か月に達する日までの期間に、育児休業手当金を支給されていなかった期間がある場合は、今回の改正の支給延長の対象にはなりません。

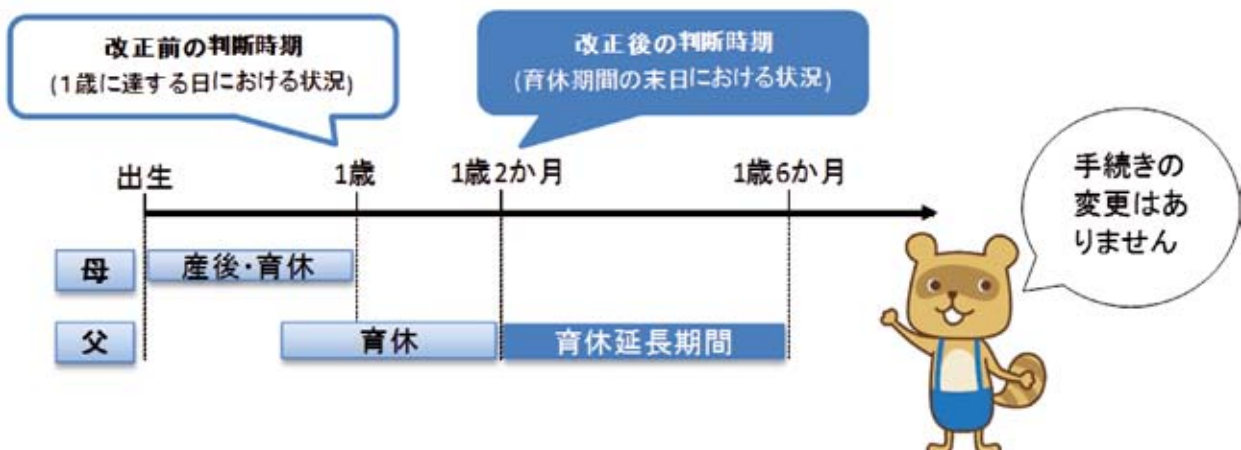
特別な事情

- ① 児童福祉法に規定する認可保育所に入所できないとき
- ② 常態として子を養育予定の配偶者が、死亡、傷病による養育困難、離婚等により別居、出産前後(一定期間)のいずれかに該当するとき

(2) パパ・ママ育休プラス制度適用時の支給期間延長に係る判断時期の変更について

本制度は、父母がともに育児休業を取得する場合に、育児休業に係る子が1歳2か月に達する日までの期間について育児休業手当金が1年を限度として支給されるものです。

更に、保育所に入所できない等の特別な事情(前項参考)がある場合、1歳6か月まで支給延長することができますが、その際の判断時期が平成29年7月1日から変更になりました。



70歳から74歳までの高額療養費の自己負担限度額の見直し

—平成29年8月1日から—

年金給付係

組合員又は被扶養者が療養に要した1か月の医療費の自己負担額が、高額療養費の自己負担限度額（療養者の年齢や組合員の所得水準により定められた額）を超えたときは、その超えた額を、共済組合が高額療養費として支給しています。

平成29年8月診療分から、70歳から74歳までの組合員又は被扶養者が受けた療養に係る高額療養費の自己負担限度額が、下記のとおり変更になりました。

また、基準日（7月31日時点）の所得区分が「一般」及び「低所得者」の外来療養については、新たに年間の高額療養費制度が創設され、1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）の自己負担額が自己負担限度額である14万4千円を超えたときは、その超えた額を、年間の高額療養費として支給します。

所得区分	高額療養費自己負担限度額			
	外来 (個人ごと)	入院を含めた世帯合算	外来 (個人ごと)	入院を含めた世帯合算
	平成29年7月まで		平成29年8月から	
現役並み所得者 (医療費の自己負担割合が3割の者)	44,400円	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当】44,400円	57,600円	改正なし
一般	12,000円	44,400円	14,000円 〈年間144,000円〉	57,600円 【多数回該当】44,400円
低所得者	II 住民税非課税等 I 住民税に係る所得金額がない等	24,600円	8,000円 〈年間144,000円〉	改正なし
		15,000円		改正なし

* 特定疾病に係る高額療養費の自己負担額については、これまでどおり所得区分「一般」の自己負担額で取り扱うこととなる。

組合員が負担する掛金(保険料)について

福利係

現職組合員の方
(フルタイム再任用職員を含む。)

掛金(保険料)は毎月の給与及び期末勤勉手当から控除されます。月額、個人の標準報酬月額に、次の表の掛金率を乗じて算定します。

平成30年4月からの率

長期給付事業 (公的年金)	厚生年金保険	1,000分の 89.93	短期給付事業 (健康保険)	1,000分の 44.51
	年金払い退職給付	1,000分の 7.5	介護保険	1,000分の 5.91

* 長期給付事業の厚生年金保険の保険料は、9月から91.5に引き上げられます。

* 短期給付等事業に係る掛金率には、福祉事業(人間ドック事業等)に係る率1.41を含みます。

* 介護保険に係る掛金は、40歳以上65歳未満の方が負担します。率は、平成29年度と比較して0.12引き上げられます。

* 期末勤勉手当については、総支給額の1,000円未満を切り捨てた額に率を乗じて算定します。

任意継続組合員の方

任意継続掛金の月額は、次のいずれか低い額に下表の掛金率を乗じて算定します。

① 退職時の標準報酬月額

② 当共済組合の全組合員の平均標準報酬月額(平成30年度適用額:41万円)

平成30年度の率

短期給付事業 (健康保険)	1,000分の 86.20
介護保険	1,000分の 11.82

率は在職中と比較すると2倍になります。これは、在職中は、雇用主が負担している分をご自身で負担することになるためです。掛金はまとめて前納(年一括払い、半期払い)することで、割引を受けることができます。

※福祉事業分の負担はありません。

ちょっといんぷお

交通事故等にあった場合は共済組合に連絡を!!

年金給付係

組合員や被扶養者が交通事故にあたり、他人から怪我をさせられた場合など、第三者加害行為によって負傷した場合、医療費は、原則、相手側が全額負担することになっています。

しかし、相手側から医療費の支払いがすぐに受けられないなどの理由により、組合員証及び被扶養者証を使用して治療を受ける場合には、共済組合が一時的に医療費(7割分)を立替え、後日、相手側に請求することになります。この場合、共済組合への書類の提出が必要になります。



安易な示談は
しないでください

共済組合から相手側へ請求できなくなる可能性があります

必要な書類は共済組合から送付するので、
まずは連絡してください!!

連絡先 公立学校共済組合鹿児島支部
年金給付係
電話 099-286-5220



公務中や通勤途中での事故による負傷の場合の医療費は、地方公務員災害補償基金から補償されるため、組合員証等を使用して診療を受けることはできません。

個人番号を利用した情報連携について

年金給付係

地方公務員共済組合の、個人番号を利用した行政機関等との情報連携について、短期給付(医療保険制度関係)は平成30年7月からの運用開始が予定されています。

この情報連携により、行政手続きに必要な情報を行政機関等との間で直接授受することが可能となり、申請者が窓口等で添付する書類が省略・簡略化されるなど、負担が軽減されることが期待されています。



どんな情報が授受されるの？

共済組合からは、資格情報及び給付の情報(傷病手当金・出産費等)を提供します。

共済組合は、他機関から市町村民税情報等を取得することができます。

厚生事業見直しに係る検討結果について

公立学校共済組合鹿児島支部では、現在実施している厚生事業について、社会状況の変化や組合員のニーズに応えたものにするため、概ね5年に1回、見直しを行っています。前号で御協力をお願いしました見直し素案に対する意見募集に対して、組合員の皆様からご意見等をお寄せいただき、ありがとうございました。関係団体の代表者からなる検討委員会を設置し、検討した結果、厚生事業の見直しについては、次の表のとおりとなりました。

■ 既存事業

事業名		検討結果
健康管理事業	健康管理講座	○現状維持 組合員の健康保持・増進のために必要な事業である。 なお、今後開催通知には、勤務処理についての文言を加える。
	こころと体のリフレッシュ講座	
	メンタルヘルス講座講師派遣	○現状維持 今後、全体研修だけでなく、事務所単位での講師派遣を行う。 「メンタルダウンしないための職場づくり」については、より深めた講義内容で実施する。
	人間ドック	○現状維持 平成28年度に事業の見直しを行い、平成29年度はルール上の決定を行うことができた。今後は病院の希望状況や予算の状況を見て、組合員の負担軽減に努める。
特定健診等事業	特定健康診査 被扶養者及び任意継続組合員の健診	○現状維持 医療保険者に義務付けられている事業の特性上、継続して実施する。 なお、受診率の達成度が保険料率へ反映されるということを含めた事業の必要性や重要性について、広報誌等で説明を行う。
	詳細な健診	
	特定保健指導	
一般事業	山の家・海の家利用補助	○現状維持 組合員から根強いニーズがあり、互助組合との共催事業である。
	鹿児島宿泊所宿泊利用補助	◎拡充(対象範囲の拡充) 宿泊所の更なる利用促進を図るために、対象者の範囲を同伴の組合員の家族(一親等以内の親族に限る。)まで拡充する。
	鹿児島宿泊所会食等利用補助	
	介護講座	○現状維持 開催方法を鹿児島会場での3コース制とし、希望者が講義内容を選べるよう開催通知に実施内容を明示する。
	ライフプランセミナー	▲縮小(年齢区分の変更) 40歳未満の区分を50歳未満に統合し、3つの年齢区分に変更する(50歳未満, 51歳～55歳, 56歳～定年前)。 また、セミナーごとに個別相談の枠を設けて実施する。
	カップリングパーティー Waku-Doki	○現状維持 未婚の組合員の貴重な交流の場となっている。 結婚が成立したら特典を付与する。
	人間ドック通院費補助	○現状維持 離島居住者の健康管理のために必要な事業である。
	特定保健指導通院費補助	●廃止 過去5年間に於いて実績はほとんどなく、訪問型特定保健指導の実施により、支給対象者が見受けられない。
	鹿児島宿泊所結婚式場利用補助	◎拡充(補助額の増額) 100人以上の披露宴を挙げたときには補助額を20万円に増額する。(現行:一律10万円)

■ 新規事業

事業名		検討結果
健康管理事業	ウォーキンググランプリ	<p>□新規実施</p> <p>組合員の健康づくりと生活習慣改善を支援するために実施する。</p> <p>本部ガイドラインにおいて運動習慣づくりの支援等が重点事項にあげられている。</p>
	歯科ドック	<p>■見送り</p> <p>ドックを実施している病院へ歯科医師を派遣して健診を実施することは予算的、契約的に難しい。</p> <p>本部ガイドラインの重点事項である「歯の喪失防止に関する意識啓発」については今後、広報を行っていく。</p>
特定健診等事業	特定健康診査 個別通知事業「ippo-ippo」	<p>□新規実施</p> <p>特定健診の診断結果に基づいた情報を個人ごとに提供して、健康に対する理解と関心を高めるとともに、生活習慣の見直しを支援するために実施する。</p> <p>個別通知の拡充が、本部ガイドラインの重点事項にあげられており、本部から各支部へ導入を促されている。</p>
一般事業	鹿児島宿泊所法事等利用補助	<p>□新規実施</p> <p>組合員又は被扶養者を施主とする法事で利用する場合、利用額の2分の1を補助する(上限3万円)。</p> <p>鹿児島宿泊所の利用促進を図るために実施する。</p>

平成30年度厚生事業計画等

平成30年度の厚生事業計画をお知らせします。

人間ドック

実施時期 6月～2月

組合員の皆様の健康管理に役立ててもらうため、次の各種健診を実施し、健診料の一部を補助しています。健診は、当支部が契約する健診機関で実施します。



健診種別	対象者	自己負担額 (予定額)	内容等
一日ドック	30歳以上の組合員	6,838円 ～24,452円	血液検査や胸部検査・腹部超音波検査等の詳細な健診
一日+女性ドック	30歳以上の女性組合員	5,758円 ～30,760円	一日ドックに女性科検査を追加した健診
女性ドック	30歳以上の女性組合員	2,663円 ～16,898円	女性科検査(器官別健診となりますので、所属所での定期健康診断等の受診が必要です)
脳ドック	45歳以上の組合員	3,390円 ～24,450円	MRI検査等(器官別健診となりますので、所属所での定期健康診断等の受診が必要です)
配偶者ドック	35歳以上の被扶養配偶者	2,713円 ～18,460円	基本的な検査項目に婦人科検査等を含む健診

※自己負担額は現時点での見込みになります。受診機関毎の負担額は、別途お知らせします。

－ 申込み等について －

人間ドックは、各所属所へ3月下旬に送付する「人間ドックの御案内」により申し込んでください。なお、期限付任用職員や共済組合の被扶養者証を交付されていない配偶者は申し込めません。

特定健診等

実施時期 通年

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の組合員（任意継続組合員を含む。）とその被扶養者の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行い、健診結果に応じて保健指導を実施します。



名 称	自己負担額	実施方法等
特定健康診査	なし (ただし、人間ドックで実施する場合は人間ドック自己負担額が必要です。詳細は前項参照)	<p>●組合員 学校等で行われる健康診断又は当支部が行う一日ドック・一日＋女性ドック・女性ドック(脳ドックは除く。)で実施します。</p> <p>●被扶養者等(任意継続組合員とその被扶養者を含む。) 7月ごろに送付する受診券により、共済組合が契約する受診機関で実施します。(配偶者ドックは、特定健康診査の内容を踏まえて実施するため、配偶者ドックの受診予定者には受診券を送付しません。)</p>
特定保健指導	なし	<p>●特定健康診査の結果に基づき生活習慣病の発症リスクがある方等が対象 特定健康診査の実施後に、対象者へ随時ご案内します。 実施方法は、次のいずれかになります。</p> <p>①利用券を持参して指定医療機関で実施 ②人間ドック当日(一部の業務委託契約をしている医療機関のみ)の実施 ③所属所において指導を受ける訪問型特定保健指導で実施</p> <p>※動機付け支援と積極的支援の2種類あり、支援期間は6か月です。 ※上記③は組合員(被扶養者等は上記①②にて実施。)のみ実施可能です。</p>

－ 特定保健指導について －

特定保健指導では、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の方を対象に、保健師や管理栄養士などの専門家が、生活習慣の改善をお手伝いします。

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高い方や指導の効果が期待される方などを対象に、ご案内します。

平成29年度の特定保健指導利用券の有効期限は、**平成30年3月31日**です！

医療機関を御利用の方の初回面接は必ず、有効期限までに受けてください。(無料でご利用いただけます。)

講座等

開催時期 夏季休業期間

(メンタルヘルス講座講師派遣は4月～2月)



名称	内容等	開催予定	募集定員人数
健康管理講座	健康管理・病気予防に関するセルフケア方法等を学ぶ講座[講話及び分科会(アロマセラピー・体幹バランス)を実施予定]	鹿児島市	140人
		指宿市	60人
		霧島市	60人
こころと体のリフレッシュ講座	メンタルヘルスに関する理解等を深める講座 [講話及び分科会(リラクゼーション運動・コーヒー講座)を実施予定]	鹿児島市	140人
		薩摩川内市	60人
		鹿屋市	60人
介護講座	介護に関する知識や介護方法等を実技を交えて学ぶ講座[テーマを設け3コースで実施予定]	鹿児島市3回	120人 (1回40人)
ライフプランセミナー	将来に関する自己管理能力を身につけ、生涯生活設計に必要な知識を培う講座 [テーマを設け講義を実施予定]	鹿児島市3回 (年齢別に開催)	180人 (1回60人)
メンタルヘルス講座講師派遣	メンタルヘルス各種研修会で実施するメンタルヘルス講座に講師を派遣(派遣予定5研修)講座講師派遣[「新任校長研修会」や「経験者教頭研修会」等に派遣予定]		
カップリングパーティ Waku-Doki	未婚者を対象とした親交・交流を深めるためのパーティ [年2回実施予定]	鹿児島市2回 (ウエルビューかごしま)	80人 (1回40人)

補助等



名称(実施時期等)	内容等	補助額等
山の家・海の家利用補助 (夏季休業期間)	夏季休業期間に、指定施設を利用した場合に1人2泊を限度に補助(互助組合との共催事業)	大人1泊 700円 小人1泊 500円
鹿児島宿泊所会食等利用補助(通年)	組合員、被扶養者及び同伴の一親等以内の親族が、ホテルウエルビューかごしまを一定額以上の食事や宴会等で利用する場合に補助	5,500円以上→2,000円 3,500円以上→1,000円 1,500円以上→500円
人間ドック通院費補助 (6月～(受診後))	人間ドックの受診者で、受診する健診種別がない離島に居住している場合、交通費(船賃)の一部を補助	該当航路の最低廉価格
鹿児島宿泊所結婚式場利用補助(通年)	「ホテルウエルビューかごしま」で組合員や組合員の子が披露宴を行った場合に補助併せて紹介者キャンペーンを実施	100,000円 (100人以上の披露宴等を挙げたときは20万円に増額) (ウエルビュー商品券2,000円)
鹿児島宿泊所宿泊利用補助	「ホテルウエルビューかごしま」で組合員、被扶養者及び同伴の一親等以内の親族が宿泊する場合に補助	大人1泊 1,000円 小人1泊 500円
法事等利用補助	組合員又は被扶養者を施主とする法事等で「ホテルウエルビューかごしま」を利用する場合に料金の一部を補助する。	利用料金(奉仕料、消費税を除く)の2分の1を補助 (上限3万円)

新規事業のご案内

New

個別通知冊子『ippo-ippo』をお送りします

組合員個人の健診結果を分析し、個人ごとに合わせた生活習慣等の維持・改善等に関する健康情報を冊子にして提供することになりました!

個別通知冊子『ippo-ippo』を平成30年7月以降、各個人あてへ所属所を通じてお送りします。

自身の振り返りや、今後の健康づくりにお役立てください。

※被扶養者へは、ご自宅あてへお送りします。

※「ippo-ippo」は、個人情報適切に管理したうえで、健診データを委託先であるSOMPOリスクアマネジメント株式会社へ提供し作成しております。



送付対象者
平成29年度に特定健康診査(人間ドック・定期健康診断等)を受診した組合員
※必須項目に欠落がある場合は対象となりません。



New

ウォーキンググランプリを実施します

平成30年度から新規事業として『ウォーキンググランプリ』を実施します!!

データヘルス計画の一環として、組合員の健康づくりと生活習慣改善を支援するための事業となります。

所属所内で3人1チームを作り、2ヶ月間ウォーキングに取り組んでいただきます。

希望者には、当支部で歩数計も準備いたします。また、各賞も設定する予定ですので、多くのご参加お待ちしております。

※詳細につきましては、別途、所属長あて開催通知をお送りします。(平成30年7月頃)
※受賞チームは、「共済広報かごしま」誌面上で発表します。

スケジュール

7月 開催通知・申込受付(7月末×切)

9月 参加者決定通知・歩数計配布

10月～11月 ウォーキング2ヶ月間 実施期間

12月 当支部へ歩数結果報告

1月 結果集計・賞品配布

3月 「共済広報かごしま」にて結果発表



各種相談窓口のご案内

公立学校共済組合本部・支部

公立学校共済組合本部が開設している下記の相談窓口の電話番号等は、公立学校共済組合のホームページ上の「組合員専用ページ」
(ホームページアドレス <https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/member/index.html>) にログインして確認してください。

- 教職員電話健康相談24
- 女性医師電話相談
- Web相談(こころの相談)
- 介護電話相談
- 電話・面談メンタルヘルス相談

福利厚生等相談

☎ 099-286-5207
FAX 099-286-5663

面接、電話、FAX 又は文書で共済組合の長期給付、貸付事業に関する相談、問い合わせに応じています。

- ・相談先 公立学校共済組合鹿児島支部
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 (鹿児島県庁行政庁舎 16 階 総務福利課内)
- ・受付時間 毎週月～金曜日の 8 時 30 分～17 時 (祝日、12/29～1/3 を除く。)

ストレスセルフチェック

ホームページアドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>

自己診断に基づくストレスへの気付き(セルフチェック)を促し、ストレスの自己解消の取組、(セルフケア)に役立ちます。気軽にプライベートで利用でき、家族での取組もできるチェックリストです。

公立学校共済組合九州中央病院

メンタルヘルス相談(交通費支給:上限あり) 「メンタルヘルス相談」とお伝えください。

☎ 092-541-4936(要予約)

メンタルヘルス相談では、九州中央病院の専門の医師及び臨床心理士が色々な悩みの相談に応じています。

- ・受付時間 毎週月～金曜日の 9 時～17 時 (祝日、12/29～1/3 を除く。)
- ・その他 投薬・検査等が必要になった場合は保険診療(有料)となります。

セカンドオピニオン無料相談

☎ 092-541-4936

「セカンドオピニオン予約」とお伝えください。

- セカンドオピニオン無料相談とは、今かかっている医師以外の専門家の意見を聞くものです。家族の方々など代理人からの相談も受け付けています。(要予約:ホームページによる申し込みも可)
- ・受付時間 毎週月～金曜日の 9 時～21 時 土曜日 9 時～16 時 (日曜日、祝日、12/29～1/3 を除く。)
 - ・相談先 〒815-8588 福岡市南区塩原 3-23-1 ホームページアドレス <http://kyushu-ctr-hsp.com>

県教育委員会

教職員よろず相談

☎ 099-224-6248

さまざまな悩み、不安なことなど何でも相談を受け付けています。(電話、面接、文書、電子メール)

Email: soudan01@pref.kagoshima.lg.jp

- ・相談先 教職員相談員 ・毎週水～土曜日の 9 時 30 分～20 時
・毎週日曜日、火曜日、祝日の 9 時 30 分～17 時(図書館休館日、年末年始を除く。)
- 臨床心理相談員 ・毎週 2・4 木曜日の 9 時 30 分～16 時(祝日、図書館休館日を除く。)

メンタルヘルス相談

教職員とその家族等を対象に、心の健康についての相談に応じています。

- 県精神保健福祉センター(ハートピアかごしま内) ☎ 099-218-4755
 - ・面接相談 毎週月曜日(再来のみ)、木曜日(新規・要予約)の 9 時～11 時
 - ・電話相談 毎週月～金曜日の 8 時 30 分～17 時 (祝日、年末年始を除く。)
- 県立始良病院 ☎ 0995-65-3138
 - ・面接相談 毎週月～金曜日の 13 時～17 時(要予約)
 - ・電話相談 毎週月～金曜日の 9 時～17 時 (祝日、年末年始を除く。)



心のセルフチェックシステムについて

公立学校共済組合では、ストレスチェック制度の施行に伴い、「心のセルフチェックシステム」を稼働しています。インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンを使って、57項目の質問に回答することで、自分自身のストレスの状態をチェックすることができます。ご自身のセルフケアにお役立てください。

公立学校共済組合のホームページ「心のセルフチェックシステム」のバナーをクリックするか、URL (<https://kokoronokenkou.jp>) にアクセスして、「セルフチェック」をクリックしてください。

ログイン画面が表示されますので、ID「**teacher**」パスワード「**teacher29**」を入力してログインしてください。

* 利用時間 6:00~24:00

公立学校共済組合 - 心のセルフチェックシステム ポータルサイト

* 本システムは、公立学校共済組合の組合員及びストレスチェックID通知書をお持ちの方に限りご利用いただけます。

ログイン先を選択してください



※ストレスチェックID通知書をお持ちの方は
こちらからログインしてください。



※組合員の方はいつでもセルフチェックを
受検することができます。
こちらからログインしてください。

ホームページアドレスの変更とリニューアルのお知らせ

平成30年4月1日より鹿児島支部ホームページアドレスを下記のとおり変更し、ホームページの内容もリニューアルします。気になることがありましたら、ぜひアクセスしてください。

現在 <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>

H30/4/1以降 <http://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>

知っておきたい標準報酬制

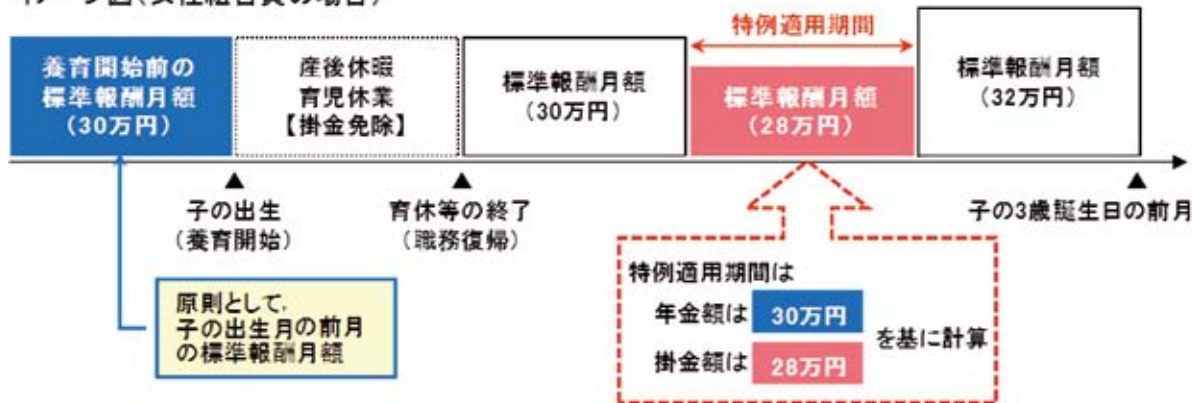
3歳未満の子を養育する期間の年金額の計算に使用する標準報酬の特例

福利係

■ 特例の概要

3歳未満の子の養育期間（掛金免除期間は除く。）において、子の養育開始前と比較して標準報酬月額が低下した場合、子の養育開始前の標準報酬月額を使用して、組合員が将来受給する年金額の計算をします。

イメージ図（女性組合員の場合）



ポイント

- ① 養育開始後に養育開始前と比較して、標準報酬月額が低下する理由は問いません。また、育児休業等の取得の有無も問いません。
(例えば、人事異動によりへき地手当の支給がなくなり標準報酬月額が低下した場合でも適用対象)
- ② 逆に標準報酬が高くなった期間は特例の適用はありません。

■ 特例の対象者

3歳未満の子を養育する組合員で共済組合へ申出を行った方

ポイント

- ① 子の父母どちらの組合員も申出をすることができます。
- ② 子を被扶養者に行っている必要はありません。
- ③ 子と別居している場合は「養育」していることに該当しないため、対象とはなりません。
- ④ 申出に際しては、「3歳未満の子を養育する旨の申出書[整理番号 56-6]」に必要書類を添えて、共済組合へ提出してください。

■ 特例の対象期間

3歳未満の子を養育している期間のうち、

養育を開始した日の属する月 から **養育を終了した日**の翌日の属する月の前月まで

▼ 養育を開始した日(次のいずれかの日)	▼ 養育を終了した日(次のいずれかの日)
<ul style="list-style-type: none"> ・子が出生した日 ・別居していた子と同居することとなった日 ・子の出生後に、新たに組合員資格を取得した日 ・育児休業終了日の翌日が属する月の初日(*1,2) ・産前産後休暇終了日の翌日が属する月の初日(*1,3) ・特例の対象となった子以外の子に係る特例の対象期間の最後の月の翌月の初日 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育している子が3歳に到達した日(3歳の誕生日の前日) ・組合員が死亡した日又は退職した日 ・他に3歳に満たない子を養育することとなった日 ・養育している子が死亡した日又は当該子を養育しなくなった日 ・育児休業を開始した日(*1) ・産前産後休暇を開始した日(*1)

*1 育児休業及び産前産後休暇は、掛金免除の対象です。したがって、ここでいう産前産後休暇とは、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日までの期間です。

*2 産前産後休暇を開始した場合を除きます。 *3 育児休業を開始した場合を除きます。

ポイント

- ① 掛金免除期間(産前産後休暇及び育児休業期間)は特例の対象期間とはなりませんので、上のイメージ図では、職務復帰後に申出が可能です。
- ② 「養育を開始した日」が属する月から後に申出をした場合は、申出日からさかのぼって2年以内の対象期間にのみ特例が適用されます。

知っておきたい貸付情報

教育貸付けについて

厚生係

教育貸付けは、組合員、被扶養者、子、孫若しくは兄弟姉妹が、学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校・専修学校等に入学又は修学するために、一時的に資金が必要となった場合に利用できます。

貸付限度額 (利率)	返済回数	貸付対象となる費用 (概ね1年以内に必要となるもの)
550万円 (1.32%) ※利率は H30.1.1 現在	250回 以内	<ul style="list-style-type: none">・ 入学金、授業料などの学校に納入する費用・ 制服や教材の購入費用・ 単身生活のための家財道具の購入費用・ 引越費用又はアパート等の敷金・礼金に相当する費用・ 寮費、家賃(月払い1年分)、交通費(通学定期)・ 他の金融機関からの借換えのための費用 ※ ただし教育ローンに限る。

※ 提出書類については、ホームページをご覧ください。

貸付利率が下がりました！

厚生係

皆さまのかねてからのご要望にお応えして、平成30年1月から、全ての貸付種別において貸付利率を引き下げることとなりました！

新規に貸付けを受ける方はもちろん、既に借りている方も、手続き不要で利率が下がります。既に借りている方には、1月に新しい償還表をお送りしています。

	平成29年12月までの 適用利率	平成30年1月以降 適用利率
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭 貸付け	2.72% (保証料※1 率0.06%を含む。)	1.32% ※2 (保証料※1 率0.06%を含む。)
住宅災害・災害貸付け	1.72%	0.99%
介護構造部分に係る貸付け	2.46%	1.06%

※1 保証料とは、ローン等を借り受ける際に、保証人の代わりに保証会社による債務保証を受けるための費用をいいます。もし、ローンの返済が滞った場合には、保証会社が借受人の代わりにローンを返済し、その返済額は保証会社から借受人に請求されます。

※2 貸付利率は、見直し時点の利率です。今後、金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。

◎ 申込受付締切日は毎月23日です。(翌月23日送金)

※ 23日が土・日・祝日の場合は、その前日となります。
(不備のない書類の提出をもって、貸付申込みの受付とします。
貸付けを申し込む際は、期間に余裕をもって早めに提出してください。)

お問合せ先
公立学校共済組合鹿児島支部 厚生係
TEL 099-286-5205



知っておきたい年金情報

前回の「共済広報かごしま(第97号)」では、公的年金制度の概要について御説明いたしました。今回は、老齢厚生年金の支給開始年齢について御説明します。

老齢厚生年金の支給開始年齢について

年金給付係

老齢厚生年金は、基本的には65歳から支給されます。

ただし、図1のとおり、生年月日に応じて、60歳から65歳に達するまでの一定の期間「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

(支給要件については次頁、表1参照)

また、昭和41年4月1日生まれまでの女性で、期限付き教職員や民間企業等の前歴(第1号厚生年金保険期間)がある場合は、当該前歴期間分の「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢が他とは異なります。(図2参照)

前回のおさらい(年金制度の概要)

企業年金等 (3階)	企業年金等		年金払い退職給付
			経過的職域加算額
被用者 年金制度 (2階)	国民年金基金等	厚生年金(老齢・障害・遺族)	
		第1号厚生年金	第3号厚生年金
国民年金制度 (1階)	基礎年金(老齢・障害・遺族)		
	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
職種等	自営業者 学生等	民間会社 サラリーマン	地方公務員 (公立学校共済組合) 第2号被保険者の 被扶養配偶者

図1：年金の支給開始年齢

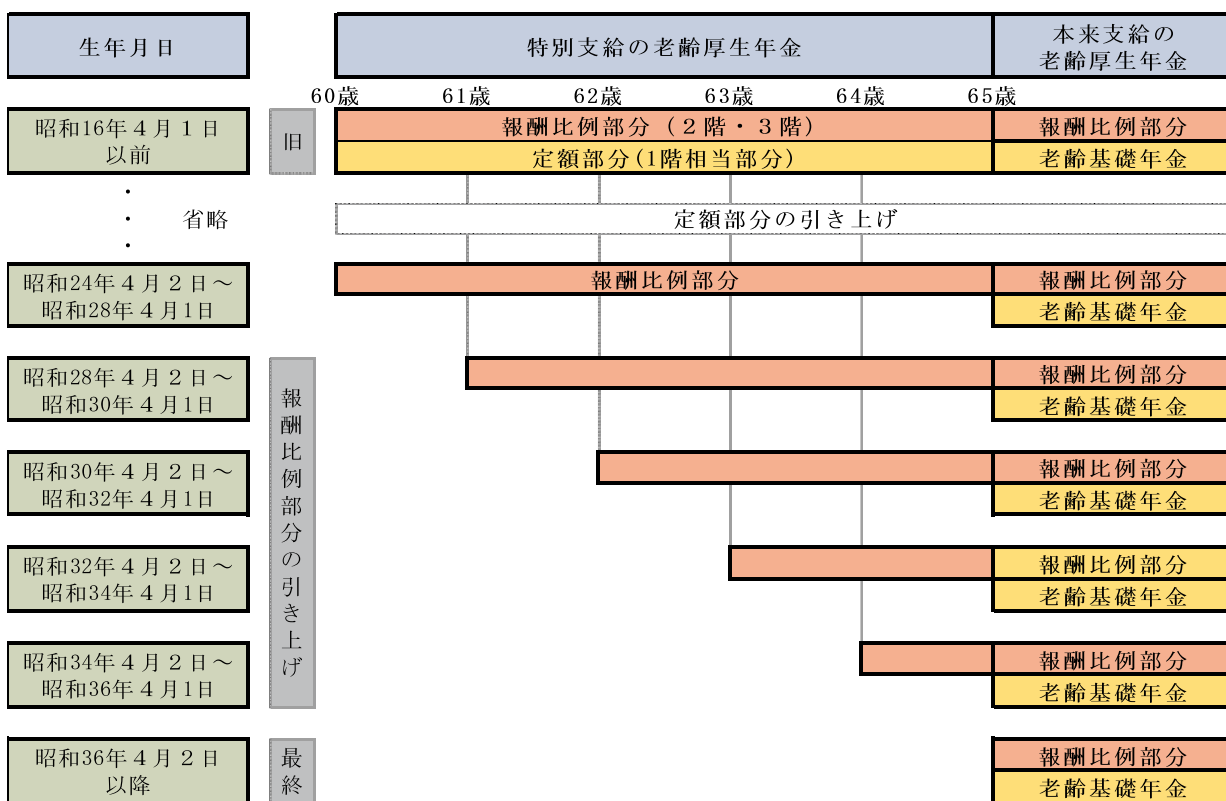


図2：第1号厚生年金・女性の支給開始年齢

生年月日	昭和33年4月1日以前	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	昭和41年4月2日以降
支給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 (本来支給)

※ 対象となる前歴(第1号厚生年金保険期間)があるかは、毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」でも確認できます。

表1 老齢厚生年金の受給要件(それぞれ①～③を満たす必要があります)

特別支給の老齢厚生年金	(本来支給の)老齢厚生年金
① 60歳以上 65歳未満の者であること (支給開始年齢は生年月日に応じる)	① 65歳以上の者であること
② 厚生年金の加入期間が1年以上あること (第1号～第4号の厚生年金期間を合算します)	② 厚生年金の加入期間が1年以上あること
③ 公的年金制度の加入期間が10年※以上あること	③ 公的年金制度の加入期間が10年※以上あること

※ 平成29年8月1日から、年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されました。

定年前に自己都合退職等される方については「退職届書」の提出が必要です！

定年前に退職する方については、将来、年金を受給するために年金待機者としての登録が必要となります。この登録は、組合員の方からの「退職届書」の提出によって行います。

手続きの詳細については、『平成30年1月9日付け公共鹿第770号「定年前退職者に係る「若年退職事前報告書」の提出等について』で各所属所長あてに通知を行っています。

該当する方は忘れずに手続きを行ってください。

退職後の国民年金に係る加入手続きについて

年金給付係

組合員が退職した際には、退職後に国民年金に係る加入手続きが必要な場合があります。以下を参考に手続きを行ってください。

組合員の動向	対象者・国民年金の内容変更	手続先
再就職しない (再就職先で年金制度に加入しない場合を含む)	60歳未満の組合員：第2号→第1号(注) 60歳未満の被扶養配偶者：第3号→第1号	お住まいの市区町村の国民年金担当窓口
再就職する (再就職先で1日も空けず厚生年金に加入する場合)	組合員：第2号→第2号 60歳未満の被扶養配偶者：第3号→第3号	再就職先の事業所 (種類は同じですが手続きが必要です)

※ 第1号～第3号とあるのは、加入する国民年金の種類です。前頁(年金制度の概要)の国民年金制度の欄を参考にしてください。

※ 手続きの際に、共済組合の資格喪失証明書を求められる場合がありますので、退職時の所属所に組合員証を返納の上、当支部へ請求してください(電話連絡可)。

(注) 組合員が退職後、厚生年金へ加入して働いている配偶者の被扶養者になる場合は、第3号被保険者になるため、配偶者の勤務先で手続きを行ってください。

国民年金第3号被保険者関係の届出用紙変更について

年金給付係

配偶者を被扶養者として扶養認定又は取消手続する際に、併せて当支部へご提出いただく国民年金第3号被保険者関係の届出用紙の変更については、決定次第所属所へお知らせします。

※ 当支部へ提出する届出用紙は、当支部のホームページから取得して下さい。

こんなとき！！

事由		組合員証等の返納	住所変更の届出
支部内の異動 (県内の所属所異動)		—	異動に伴い転居したときは異動先の所属所で下記の書類を提出してください。(*2) ・組合員及び被扶養者については「組合員等住所(変更)届【整理番号4】」 ・20歳以上60歳未満の被扶養配偶者については「国民年金第3号被保険者住所変更届」(*3)
転出	公立学校共済組合の他支部へ 他県の公立学校等へ異動(県外交流等)	異動先の所属所へ返納(異動先の支部から新たに組合員証等が交付されます。)	異動先の支部へ確認してください。
	退職した上で引き続き他県の教職員として採用		
出	地方職員共済組合・市町村職員共済組合へ【資格喪失】	異動前の所属所へ返納(異動先の共済組合から新たに組合員証等が交付されます。)(*1)	異動先の支部へ確認してください。
	文部科学省共済組合へ【資格喪失】		
退職	下記以外【資格喪失】	退職時の所属所へ返納(*1)	—
	退職した上で引き続き再任用制度(フルタイム)により県内の公立学校等に勤務	—	転居したときは異動先の所属所で下記の書類を提出してください。(*2) 組合員及び被扶養者については「組合員等住所(変更)届【整理番号4】」 ・20歳以上60歳未満の被扶養配偶者については「国民年金第3号被保険者住所変更届」(*2)

*1 退職・異動による資格喪失後は、当共済組合の組合員証及び被扶養者証を使用して受診することはできませんので、新たに加入した公的医療保険制度の保険証又は異動先の共済組合から交付される組合員証を使用してください。

万一、資格喪失後に、当共済組合の組合員証等を使用した場合は、組合員は共済組合が負担した医療費全額を、後日、共済組合に返還していただくことになります。

*2 支部ホームページ(<http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>)から取得することができます。

※平成30年4月1日からは支部のホームページが(<https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>)になります。

*3 手続きが必要なものについては、貸付担当者へ連絡してください。

貸付申込後に異動が決まったとき(支部内の異動を除く。)は、申込の取下げが必要になることがあります。

どうする？

～異動・退職した場合の主な手続き～



貸付け(貸付を受けている方のみ)
<p>手続不要</p>
<p>手続不要</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として転出先の支部で返済継続となります。
<p>要手続(*3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全額返済になる場合があります。
<p>要手続(*3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として全額返済となります。該当の方へは払込通知書を送付します。 転出先の共済組合から貸付を受けることにより、公立学校共済組合へ返済すること(借換え)ができます。 近い将来において、公立学校共済組合に復帰する可能性があるときには、返済が継続(徴収嘱託)できます。
<p>要手続(*3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として全額返済となります。なお、団信加入中の方は本人振込により返済を継続することもできます。 転出先の共済組合から貸付けを受けることにより、公立学校共済組合へ返済すること(借換え)ができます。
<p>手続不要</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職手当からの全額返済となります。 不足するときは、払込通知書を送付します。

福祉保険制度

現在「福祉保険制度」に加入されている平成29年度末時点で60歳以上の退職者の方は、原則として平成30年10月31日まで保障が継続します。

その後、一定の加入資格を有する方は、公立学校共済組合友の会で運営している「ファミリーサポートプラン」に加入することにより継続が可能ですので、1月下旬にご自宅宛に送付されている資料をご確認ください。

ファミリーサポートプラン申込締切日
平成 30年3月30日(金)

※平成 29年度末時点で50歳から59歳の方の早期退職者の方についても、「福祉保険制度」の継続が可能です。手続については、退職後に資料がご自宅に送付されます。

アイリスプラン

「年金コース」に加入されている方は、退職により脱退となります。

早期退職者の方は、加入者本人による電話連絡が必要ですので、下記連絡先へ脱退の申出をしてください。

〈年金コース連絡先〉
教職員生涯福祉財団サービスセンター
フリーダイヤル: 0120-491-294

月～金曜日(祝日を除く)の10時～17時

※ここでの「退職」とは、公立学校共済組合の組合員でなくなることをいいます。

※平成29年度末時点で60歳以上の方については、12月末に手続の案内が送付されていますので、ご覧ください。

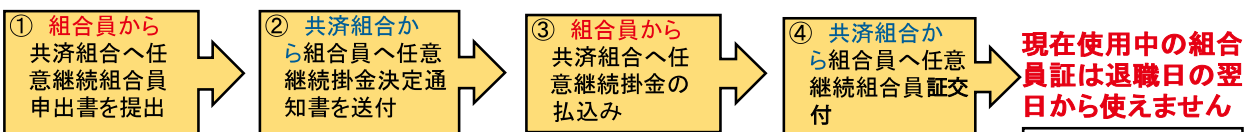
※「医療・傷害補償コース」及び「介護保障コース」は退職後も継続が可能です。

退職後の医療保険制度について

当共済組合には、退職後の医療保険制度として、退職後も引き続き2年間、組合員であったときとほぼ同様に短期給付等を受けることができる「任意継続組合員制度」があります。

詳細については、当支部ホームページをご覧ください。

【手続の流れ】



※ 手続期限は、退職日から起算して20日以内です。

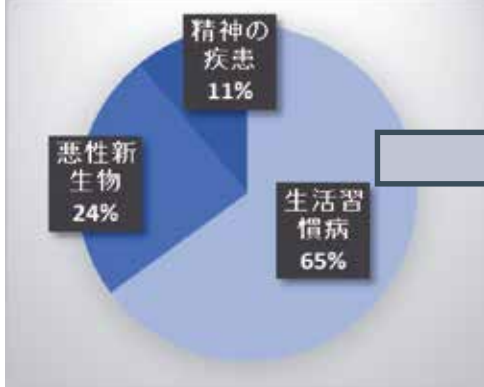
※ 加入資格は、退職日まで引き続き1年と1日以上組合員期間のある方です。

フルタイム再任用の方を除く

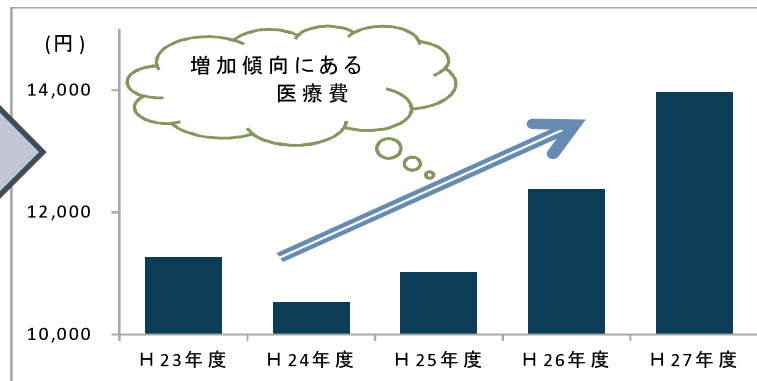


生活習慣病が原因？ 増加傾向にある鹿児島支部の「医療費」

主な三疾病の加入者一人当たり医療費



生活習慣病の加入者一人当たり医療費 QUPIO Analytics より



現在医療費の増加が大きな社会問題となっている中で、鹿児島支部においても加入者一人当たり医療費や有病者率は年々増加傾向にあります。また、疾病タイプでは生活習慣病の割合が高くなっています。

（生活習慣病予防に「一無」「二少」「三多」の実践で健康寿命の延伸）

「一無」「二少」「三多」とは、日本生活習慣病予防協会が掲げる健康標語です。具体的には、「一無」は禁煙（無煙）、「二少」は食事量や飲酒を少なめの腹八分目にし（少酒 小食）、「三多」では激しい運動でなくてもウォーキングや軽い筋トレなどで体をできるだけ動かし（多動）、休養を取り、個人差があるにしても睡眠を十分にとり（多休）、多くの人や物と接し生活を創造的にする（多接）ことを進め、生活習慣病予防の意識向上とこれによる健康寿命の伸長を目指しています。「一無」「二少」「三多」の実践で生活習慣病予防に取り組み、毎年の健診でその効果を確認しましょう。

生活習慣病未然防止のためにも 「特定健診受診」を！

生活習慣病は、初期段階には自覚症状が乏しいので、気付いたときには手遅れ…といったケースが後を絶たないのが現状です。特定健診は、生活習慣病の早期発見のために毎年行われています。「去年受けたから…」「最近体調がいいから…」とって健診を受けずにいたら体の変調を見逃してしまうかもしれません。生活習慣病の未然防止や早期発見のためにも特定健診は毎年必ず受けましょう。それが健康寿命の延伸や医療費の節約にも繋がります。組合員の特定健康診査は、勤務先の学校等で行っている健康診断や人間ドックの検査をもって特定健康診査を受診したものとみなされます。

被扶養者の特定健診 受診券について

被扶養者（40歳から75歳未満）の皆様には、毎年7月上旬に所属所を通じて「特定健康診査受診券」を配布しています。受診費用は無料になりますので、必ず受診してください。パート先で受信された場合その結果のコピー提出で受診とみなされます。

重要

特定健診・特定保健指導における保険者へのインセンティブについて



平成 30 年度からの特定健診・特定保健指導の方向性について

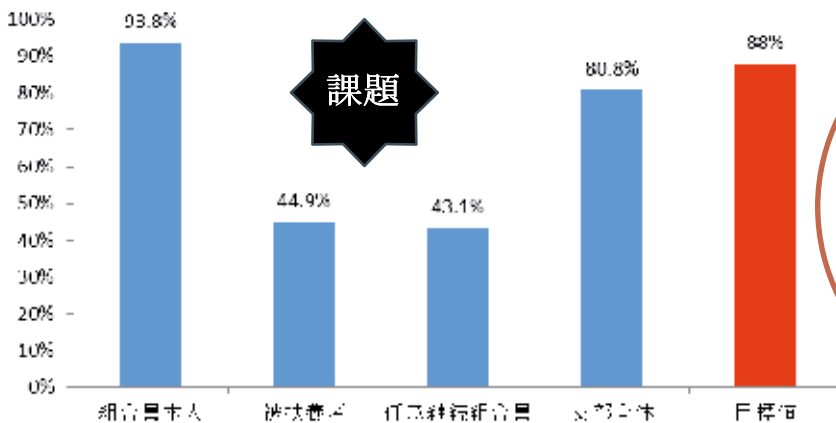
《受診率未達成のペナルティが強化されます》

平成 30 年度から後期高齢者支援金の加算・減算制度について、特定健康診査・特定保健指導や予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視する仕組みに見直されることとなります。

これは、特定健診・特定保健指導の受診率が低い保険者には、ペナルティとして、後期高齢者制度への支援金に加算措置がなされることがあります。支援金に加算措置がなされると、組合員のみなさんが負担する掛金が高くなる可能性があります。

特定健診の組合員本人の受診率は年々上がってきていますが**被扶養者の受診率が伸びないこと、特定保健指導では辞退や途中終了が増えてきている**のが現在の課題です。ご自身の生活習慣病発症リスク発見・軽減のためにも必ず特定健診・特定保健指導を受診してくださるようお願いいたします。

鹿児島支部の特定健診受診状況（平成 28 年度）



鹿児島支部の課題は「被扶養者の受診」です

平成 28 年度公立学校共済組合全体の受診率目標値は **88%** 鹿児島支部は **80.8%** で **全国 39 位** の位置にあり、被扶養者受診が課題となっています。

案内が届いたら「特定保健指導」の積極的有効活用を！

特定保健指導は、特定健康診査(定期健康診断・人間ドック)の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクが高い方(動機付け支援・積極的支援対象者)が保健指導を受けられるサポートプログラムです。ご案内の届いた方は、この制度を有効活用し生活習慣病の発症を防ぎましょう。

早めに生活改善するほどこんなメリットが！

**自覚症状が出る前に
対処できます**

自覚症状が出たときにはすでに病気が進行していることがほとんどです。特定保健指導で目に見えない「生活習慣病の芽」を摘んでおきましょう。

**早ければ早いほど
安上がりです**

「生活習慣病の芽」をいち早く発見して生活改善すれば、生活習慣病になって治療費がかかるのをストップすることができ、家計にも安心です。

**発病してしまってから
後悔するのを防げます**

病気になってからでは、治療をしても後遺症が残ってしまうこともあります。後悔しないようぜひ特定保健指導の有効活用を！

チリメンと竹の子、菜の花のペペロンチーノ



【作り方】

- ① 材料の下準備
 - ・ニンニクは芽を取り除き、みじん切りにする。
 - ・菜の花は傷んでる葉を取り、水洗いし2分の1にカットする。
 - ・ミニトマトは横半分に切る。
 - ・竹の子は3ミリから5ミリ程度にスライスする。
 - ・タカのはじめは両端を落とし、半分にして種をとる。
- ② パスタをゆがく鍋を火にかけ湯量の1%の塩を加えパスタをゆがく。
- ③ パスタをゆがくと同時にソースを作る。
フライパンにオリーブオイルを多めに入れて、タカのはじめとニンニクを入れ、ニンニクがキツネ色になるまで炒め香りを出す(焦げないように注意)。
- ④ ニンニクをキツネ色に炒めたら白ワインをそそぎ、色を止める。
- ⑤ ④に竹の子・菜の花・ミニトマトを入れて、炒めて塩こしょうで味を整える。
- ⑥ ⑤にゆであがったパスタを加え、まぜあわせる(ゆで汁を少量入れ、油と乳化させる)。
※ 乳化とは…ソースの油脂分と水分がしっかりとまざり、少しとろみがついて濁っている感じの状態
- ⑦ 皿に盛り付け、トップにチリメンを飾って出来上がり。

【材料】 2人分

パスタ……………	180g	ニンニク(大きめ)……	2房	白ワイン……………	適量
チリメン……………	80g	タカのはじめ(ホール)…	2本	パスタゆで汁……	適量
竹の子(水煮)……	100g	塩……………	適量	ミニトマト……………	3個
菜の花……………	10本	こしょう……………	適量	オリーブオイル……	適量

プロの技ワンポイント！

パスタは湯量の1%(湯量3ℓの場合、塩30g)の塩を加えてゆがく。この段階でしっかり塩味を付けることで、ソースとのバランスが良くなります。

クイズ de 景品 GET

クイズに全問正解された方の中から抽選でホテルウエルビューかごしま(公立学校共済組合鹿児島宿泊所)の**利用券**※をプレゼントいたします。皆様ふるってご応募ください！

※ 利用券は、**5,000円分を1名様、3,000円分を2名様、2,000円分を3名様の合計6名様**にプレゼントします。

問題 以下の文章の空欄に当てはまる数字や言葉をお答えください。

- Q1** 組合員の健康づくりと生活習慣改善を支援するための新規事業()
グランプリが平成30年度よりスタートします。
- Q2** 定年前に自己都合退職される方については()の提出が必要です。
- Q3** 平成30年1月から、一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭の貸付利率が()%に引き下がりました。
- Q4** 組合員又は被扶養者がホテルウエルビューかごしまを()等で利用する場合、利用額の2分の1を補助する新規事業が平成30年度から始まります。

【前号の正解】

- Q1 (厚生年金)
Q2 (基礎年金)
Q3 (だんしん)
Q4 (うまかもん巡り)

【当選者発表(敬称略)】

- ・5,000円分利用券
吉原 正章 (通山小学校)
 - ・3,000円分利用券
サリー (波野小学校)
 - ひげくまくん (松ヶ崎小学校)
 - ・2,000円分利用券
龍門 司 (加治木中学校)
 - こちん (総合教育センター)
 - ジャンボトロメン (片泊中学校)
- おめでとうございます！

ヒント: 今号の「共済広報かごしま」を参照ください。

次の要領で、はがき又はホームページでご応募ください。

・クイズの答え

- 1
2
3
4
・所属所名
・氏名
・組合員番号
・ペンネーム(希望する場合)
・「共済広報かごしま」及び、事業等についてのご意見・ご感想(必須)

【応募資格】 公立学校共済組合鹿児島支部の組合員のみ(1人1回)

【あて先】 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
公立学校共済組合鹿児島支部 福利係
「共済広報かごしま」係

【ホームページ】 公立学校共済組合鹿児島支部ホームページ
<http://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>

【締切】 平成30年4月20日(金)(必着)

【当選者発表】 次号の「共済広報かごしま」で発表します。

- ※ 当選者発表において、ペンネームを希望する場合は、氏名と併せて記入してください。
- ※ ご記入いただいた内容は、当選者発表・景品の発送の外、今後の事業運営等の参考にさせていただきます。

クイズの正解は、締切日以降にホームページに掲載します。



くもと春のおすすめ宿泊プラン



熊本城に隣接する市役所の14階展望室が一望できます。

爽やかな風を感じながら
くもとの「春」をぶらり・・・。

期間:30年3月1日(木)～5月31日(木)

春の松花堂会席プラン

組合員様特別価格

一泊二食付 **10,000円** (税・サ込)

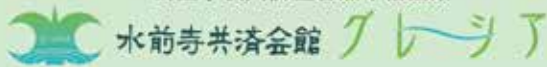


※仕入により写真と内容が異なる場合がございます。

旬の素材を贅沢に使用した、料理長こだわりの松花堂会席

特典 鹿児島支部組合員様
夕食の際ワンドリンクサービス

公立学校共済組合熊本宿泊所



〒862-0950

熊本市中心区水前寺1丁目33番18号

TEL:096-383-1281

E-mail info@suzenji-kk.com

http://www.suzenji-kk.com

佐賀の味覚と浪漫満喫の旅

歴史と文化が薫る町「佐賀」。佐賀城本丸歴史館では、明治維新で日本の近代化に貢献した佐賀の偉人と技術が紹介されています。また、2015年7月には、「三重津海軍所跡」が「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の1つとして世界文化遺産に登録されました。九州への観光は、幕末浪漫ただよ佐賀に、是非お越しください。



佐賀城本丸歴史館



吉野ヶ里歴史公園



唐津城

グランデはがくれ周辺のおすすめスポット

吉野ヶ里歴史公園 (車で約20分) / 佐賀城本丸歴史館 (車で約5分) / 唐津城・虹の松原 (車で約85分)
大隈重信記念館 (車で約15分) / 三重津海軍所跡・佐野常民記念館 (日本赤十字社創始者) (車で約30分)



郷土料理プラン

おすすめ
プラン

佐賀牛や有明海の魚介類など佐賀の贅沢な食材を使用した郷土料理会席を、お楽しみいただけます。

お一人様 1泊2食付 **12,300円**～(奉・税込)

※土曜・休前日は500円増料金となります。
※3日前までにご予約をお願いいたします。



外観



レストラン



ツインルーム



和室



公立学校共済組合佐賀宿泊所
グランデはがくれ

ご予約・お問い合わせは

TEL 0952-25-2212

〒840-0815 佐賀県佐賀市天神2丁目1番36号

<http://www.grande-hagakure.com/>
インターネット・ホームページからご予約承ります。

春の宴会プラン

平成30年3月1日(木)～5月31日(木)



和洋会席 + ドリンクコース
飲み放題

通常価格

6500円 (税・サ込)

2時間飲み放題

会食等
利用補助で

4500円



盛合せ + ドリンクコース
飲み放題

通常価格

5500円 (税・サ込)

2時間飲み放題

会食等
利用補助で

3500円

飲み放題
メニュー

ビール・焼酎・ハイボール・酎ハイ5種・ワイン(赤・白)
ソフトドリンク(コーラ・オレンジ・ジンジャーエール・ウーロン茶)



早期予約
特典あり!

ご宴会の1ヶ月前までのご予約で
最大**1000円引!**

2018年3月							2018年4月							2018年5月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5			
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	
25	26	27	28	29	30	31	29	30	31					27	28	29	30	31			

:1ヶ月前までの予約で1000円OFF

:1ヶ月前までの予約で500円OFF

特典満載!

特典1 市内送迎無料

特典1 カラオケ利用
20名以上100%OFF

特典1 延長料金割引



公立学校共済組合鹿児島宿泊所

ホテル ウェルビューかごしま

http://www.welview.com
鹿児島市与次郎二丁目4番25号
TEL 099-206-3838